

ポスト2020生物多様性枠組に係る 議論の概要

ポスト2020生物多様性枠組 検討スケジュール

「ポスト2020生物多様性枠組」の採択に向け、国際的な議論が進行中。
また、生物多様性に関連したイベントや発信も多数行われている。

要素検討
フェーズ

数値・指標検討
フェーズ

COP15
フェーズ

会議	議題
2019年1月28日～31日 アジア太平洋地域会合	・ ポスト枠組の検討が本格的に開始
2019年8月27日～30日 公開ワーキンググループ (OEWG) 1	・ ポスト枠組の範囲・構造
2019年11月25日～29日 科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA) 23	・ ポスト枠組の科学技術的なエビデンス
2020年2月24日～29日 公開ワーキンググループ (OEWG) 2	・ ゴール及びターゲット
2020年9月15日 地球規模生物多様性概況第5版GBO5	・ 愛知目標の最終評価
2020年12月15日～16日 SBSTTA24・SBI3非公式セッション	・ 生物多様性と健康、ワンヘルスアプローチ
2021年2月17日～3月14日 SBSTTA24・SBI3非公式バーチャルセッション	・ ポスト枠組 (数値目標への助言等)
2021年5月3日～6月13日 SBSTTA24・SBI3第一部 (公式・オンライン)	・ ポスト枠組 (数値目標への助言等)
2021年8月23日～9月3日 OEWG3第一部 (公式・オンライン)	・ ポスト枠組に関する検討
2021年10月11日～15日 COP15第一部 (開会・ハイブリッド) 今回の会合	・ 開会式 ・ 条約運用に必要な一部の議題 ・ バーチャルのハイレベル・セグメント
2022年3月14日～29日 SBSTTA24・SBI3第二部 (公式・対面)	・ ポスト枠組 (数値目標への助言等の採択)
2022年3月14日～29日 OEWG3第二部 (公式・対面)	・ ポスト枠組に関する最終検討 ・ COP15で議論するドラフトの採択
7月～9月 (暫定) COP15第二部 (交渉・対面)	・ ポスト枠組の採択

2019年5月
IPBES地球規模評価

2020年1月
ゼロ・ドラフトの公開

2020年7月 IPBES
パンデミックと生物多様性
ワークショップ

2020年9月
国連生物多様性サミット

2021年1月
ワン・プラネットサミット

G7(英)・G20(伊)

2021年7月
1次ドラフトの公開

2021年9月3日-11日
IUCN-WCC

気候変動枠組条約
COP26(グラスゴー)

G7(独)・G20(インドネシア)

(参考)ポスト2020生物多様性枠組 1次ドラフトの構造

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール(A~D) 及び2030年マイルストーン

A 生態系15%増、絶滅速度を1/10に減、
遺伝的多様性を90%維持

- i 自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも5%増加
- ii 絶滅リスクを10%減少
- iii 遺伝的多様性を90%維持

B 保全と持続可能な利用により、自然が
もたらすもの(NCP)を評価・維持・強化

- i 意志決定において自然及びNCP*が十分考慮されること
- ii SDGsにも貢献しながら、NCPの長期の持続可能性が確保されること

C 遺伝資源の利用から生じる利益が公正
かつ衡平に配分

- i 遺伝資源提供者が配分される金銭的利益の割合の増加
- ii 利益配分での非金銭的利益の増加

D 2050年ビジョン達成のための財政手段
及びその他の手段に係るギャップの縮小

- i 生物多様性に必要な毎年7,000億ドルの資金不足(ギャップ)を縮める
- ii 能力構築、科学技術協力等の資金以外の手段を利用可能にする
- iii 2030年までに、その後の10年間の資金及び手段を約束する

2030年ミッション

地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす

2030年ターゲット(取るべき行動)

a 脅威の縮小

1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持
2. 劣化した生態系の20%を再生・復元
3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全
4. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動
5. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に
6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減
7. 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農薬の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶
8. 年100億トンCO₂相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献

b 人々の要請に応える

9. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保
10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性等を向上
11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵みを維持・促進
12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加
13. ABSを促進・確保するための措置の実施

c ツールと解決策

14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合
15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減
16. 廃棄量を半減させるべく、責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる
17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施
18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル分削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらさないようにする
19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす
20. 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意志決定を先導の確保
21. 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保

実施サポートメカニズム/実現条件/責任と透明性/アウトリーチ、啓発、広報

*NCP: Nature's Contribution to People: 自然がもたらすもの(自然の恩恵)。生態系サービスに代わる概念としてIPBESが提唱。

(参考)ポスト2020生物多様性枠組 1次ドラフト ヘッドライン指標

2050年ゴール(A~D)とヘッドライン指標

A 生態系15%増、絶滅速度を1/10に減、遺伝的多様性を90%維持

- A.0.1 選定された自然生態系及び改変された生態系の面積
- A.0.2 種の生息地指数
- A.0.3 レッドリスト指数
- A.0.4 種内で遺伝的に有効な個体数が500を超える個体群の割合

B 保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの(NCP)を評価・維持・強化

- B.0.1 生態系サービスについての国の環境・経済勘定

C 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分

- C.0.1 伝統的知識を含むABS合意の結果としての遺伝資源の利用から受領した金銭的利益
- C.0.2 ABS合意から生じた研究・開発製品の数

D 2050ビジョン達成のための財政手段及びその他の手段に係るギャップの縮小

- D.0.1 GBF実施のための資金の調達
- D.0.2 国の生物多様性に関する計画策定プロセスと実施手段に関する指標

2030年ターゲット(取るべき行動)とヘッドライン指標

a 脅威の縮小

1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持

1.0.1 生物多様性を統合している空間計画でカバーされている陸域と海域の割合

2. 劣化した生態系の20%を再生・復元

2.0.1 劣化した又は転換された生態系内の、再生が行われている生態系の割合

3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全

3.0.1 保護地域及びOECMのカバー率

4. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動

4.0.1 人と野生生物との軋轢によって影響を受ける種の個体数の割合

4.0.2 中期又は長期の保存施設に保存されている食料と農業のための植物の遺伝資源の数

5. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に

5.0.1 合法かつ持続可能な方法で収穫されている野生生物の割合

5.0.2 生物学的に持続可能な水準に収まっている漁業資源の割合

6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減

6.0.1 侵略的外来種の拡大速度

7. 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農業の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶

7.0.1 沿岸の富栄養化の可能性の指数

7.0.2 プラスチックごみの密度

7.0.3 耕作地における農業の使用

8. 年100億トンCO₂相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献

8.0.1 土地利用と土地利用変化に起因する国別温室効果ガスインベントリ

b 人々の要請に応える

9. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保

9.0.1 野生種の利用から生じる便益についての国の環境・経済勘定

10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性等を向上

10.0.1 生産性が高く、持続可能な農業の下にある農地の割合

10.0.2 持続可能な森林管理に向けた進展

11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵みを維持・促進

11.0.1 生態系による大気質、水の質及び量の調整、及び災害と異常現象からのすべての人々の保護についての国の環境・経済勘定

12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加

12.0.1 市街地の中で公共に解放されている緑地や親水地の平均占有率

13. ABSを促進・確保するための措置の実施

13.0.1 利益の公正かつ衡平な配分を確保するための法的、行政的または政策的な運用中の枠組みの指標

c ツールと解決策

14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合

14.0.1 生物多様性の価値を主流化するために、どの程度、の国別目標が採択されているか

14.0.2 環境経済勘定(SEEA)の実施として定義される、国の勘定及び報告への生物多様性の統合

15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減

15.0.1 生物多様性に対するビジネスの依存状況及び影響

16. 廃棄量を半減させるべく、責任ある選択と必要な情報の入手を可能にさせる

16.0.1 食品廃棄物指数

16.0.2 人口1人あたりのマテリアルフットプリント

17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施

17.0.1 人の健康も考慮しつつ、バイオテクノロジーが生物多様性に与える潜在的な悪影響を防止、管理、およびコントロールするために講じられている措置の指標

18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらさないようにする

18.0.1 生物多様性にとって有害な補助金やその他の奨励措置で、転用、目的の変更、又は撤廃されたものの金額

19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす

19.0.1 生物多様性のための政府開発援助

19.0.2 生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する公共支出及び民間支出

20. 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意志決定を先導の確保

20.0.1 伝統的知識を含む、管理のための生物多様性に関する情報とモニタリングに関する指標

21. 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保

21.0.2 先住民及び地域社会(IPLCs)の伝統的な領地における土地保有権

21.0.1 IPLCs、女性・女兒、青年が生物多様性に関係する意思決定への参加の度合

ポスト2020生物多様性枠組の案（議論中）

生物多様性とビジネスの関係性を強化



2030年ターゲット案（取るべき行動）

14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合

15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減

18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル分削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらさないようにする

社有林などの場所（OECM）も含めた取組が目標達成には不可欠



2. 劣化した生態系の20%を再生・復元

3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全 (30by30)

12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加

農林漁業、廃棄物処理など、個別の業種に影響しうる目標も



7. 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農薬の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶

8. 年100億トンCO₂相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献

10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性等を向上

16. 廃棄量を半減させるべく、責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる

次期生物多様性国家戦略策定に向けた今後の予定

- 4～5月に開催予定であった生物多様性条約 COP15 第二部は7～9月に延期の見込み。
- これに伴い、次期生物多様性国家戦略策定スケジュールも後ろ倒しになる見込み。
- COP15 第二部の開催時期が正式に決定された後に、スケジュール確定。

想定される暫定スケジュール（3月18日現在）

2022年	次期生物多様性国家戦略の検討	国際的な動き
1月	第3回小委員会（1月19日）	ジュネーブ会合（1月） ⇒3月に延期
3月	第4回小委員会（3月22日）	ジュネーブ会合（3月14日～29日） <ul style="list-style-type: none"> ・第24回科学技術助言補助機関会合（SBSTTA24）第二部 ・第3回条約実施補助機関会合（SBI3）第二部 ・ポスト2020生物多様性枠組に関する第3回公開作業部会（OEWG3）第二部
4月	30by30ロードマップ公表 各種意見交換	生物多様性条約 COP15 第二部（4～5月） ⇒7～9月に延期（見込み）
7月～9月	第5回小委員会	生物多様性条約 COP15 第二部（見込み）※ ・ <u>ポスト2020生物多様性枠組採択予定</u>
秋頃	第6回小委員会 パブリックコメント、地方説明会 自然環境部会・第7回小委員会	
年内目途	<u>閣議決定（見込み）</u>	

※COP15 第二部は暫定ながら2022年第3四半期（7～9月）に開催されるとの見通しが条約事務局より示されている（以下のリンクのジュネーブ会合シナリオノート2ページ目最初のパラ末尾参照）。

<https://www.cbd.int/doc/c/7d5d/b85c/cadcf30dfa4c4ec335d6fe7e/sbstta-24-01-add2-rev2-en.pdf>

本戦略の背景

- ・ **世界的潮流** 地球の持続可能性の土台、人間の安全保障の根幹としての**自然資本**
- ・ **位置づけ・役割** 生物多様性損失と気候危機：**2つの危機の同時解決**、コロナ危機との関係性、日本の課題

第1部：戦略

第1章 生物多様性・生態系サービスの現状と課題

第1節 世界の現状と動向

- ・ **損失の直接要因**（土地利用変化、採取、気候変動、汚染、外来種）とその背景にある**間接要因**（社会経済活動）、**他分野との統合的解決**、**自然資本管理のビジネス化**等、**世界的なトレンドと課題**

第2節 我が国の現状と動向

- ・ 我が国の**生物多様性の現状と将来予測**、**4つの危機**（開発等、働きかけ縮小、外来種・汚染、気候変動）
- ・ **社会経済に内在する危機**としての「**社会の価値観と行動**」：生物多様性が主流化されていない状況

第3節 生物多様性国家戦略で取り組むべき課題

- ・ ①**世界目標**、②**世界と日本のつながりの中での課題**、③**国内での課題**
- ・ **国家戦略で取り組むべき5つの具体的課題**、その対処において**重要な考え方**の解説

SDGsとの関係性、自然資本、NbS等

第2章 本国家戦略の目指す姿（2050年以降）

第1節 自然共生社会の理念

- ・ 「**自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる**」

第2節 目指すべき自然共生社会像（長期目標としての2050年ビジョン）

- ・ **2050年ビジョン**『「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な利益がもたらされる」**自然と共生する社会**』
- ・ **2050年ビジョンの下での社会像**

第3章 2030年に向けた目標

第1節 2050年ビジョンの達成に向けた短期目標（2030年ミッション）

- ・ **ネイチャーポジティブ**の実現：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる
- ・ 「ネイチャーポジティブ」「ネイチャーポジティブ活動」「ネイチャーポジティブ経済」の解説

第2節 取組の柱としての5つの基本戦略と個別目標

- ・ **5つの基本戦略**
 - ①**生態系の健全性の回復**：30by30目標の達成、利用・管理における影響軽減、野生生物保護管理
 - ②**自然を活用した社会課題の解決**：NbSによる気候変動・資源循環等とのシナジー、鳥獣管理
 - ③**事業活動への生物多様性・自然資本の統合（ネイチャーポジティブ経済）**：情報開示・ファイナンス
 - ④**生活・消費活動における生物多様性との再統合（一人ひとりの行動変容）**：理解・価値観、消費活動
 - ⑤**生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進**：情報整備、担い手確保・支援、国際協力
- ・ **基本戦略ごとに設定する2030年における目標**：

あるべき姿（状態目標）、**なすべき行動**（行動目標）、目標ごとの**指標**

第4章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

第1節 実施に向けた基本的考え方

- ・ **7つの考え方**（①科学的認識・予防的かつ順応的なアプローチ、②地域に即した取組、③流域単位、④ランドスケープアプローチ、⑤わかりやすさの徹底、⑥社会課題解決への積極的活用、⑦連携・協働）

第2節 進捗状況の評価及び点検

第3節 多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み

第4節 各主体の役割

第2部：行動計画

第1章～第5章 基本戦略の関連施策

- ・ **5つの基本戦略の下での行動目標ごと**に関係省庁の**関連する施策**を網羅的に記載
- ・ 行動目標ごとに現状と課題を整理し、施策の方向性にそって**具体的取組**を記載

第3部/付属書：本戦略の背景にある基礎的情報

- ・ 生物多様性や生態系サービス、関連制度の解説・100年計画・グランドデザイン・**30by30ロードマップ**等

30by30ロードマップ（案）【概要】

1. キーメッセージ

- 2030年までに陸と海の30%以上を保全
- 生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻す
- 地域の経済・社会・環境問題の同時解決につながるNbS（Nature-based Solutions）のための、健全な生態系を確保するための基盤的・統合的アプローチ

2. 本ロードマップの目的

- 我が国として30by30目標を達成するために集中して行う取組・施策を中心に、目標実現までの行程・具体策を示す

3. 30by30目標実現のための主要施策

① 保護地域の拡張と管理の質の向上

- ・ 国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地を示した国立・国定公園総点検事業のフォローアップ、今後の国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地の選定等（①-1）
- ・ 2030年までに日高山脈襟裳国定公園及び周辺エリアをはじめとした新規指定や大規模拡張等の調整を順次実施等（①-2）
- ・ 国立公園の海域公園地区の面積を2030年までに倍増を目指す（①-3）
- ・ 国立公園満喫プロジェクト等による保護と利用の好循環、自然再生、希少種保護、外来種対策、鳥獣保護管理をはじめとした保護管理施策や管理体制の充実（①-4）

② 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM^{*}） * OECM: Other Effective area-based Conservation Measures (保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)

- ・ 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域について、自然共生サイト（仮称）として認定する仕組みの試行、その制度の構築と認定等の実施等（②-1）
- ・ 2023年には全国で100地域以上を先行的に自然共生サイト（仮称）として認定（②-2）
- ・ 認定実証事業の実施、一括認定や団体との連携協定（②-3）
- ・ 国の制度等に基づき管理されている地域について、関係省庁が連携し、OECMに該当する可能性のある地域の検討、適切なものについてOECMとして整理（②-4）、具体的にどのエリアをどの程度OECMとすることで目標達成できるか、適切な類型を整理し、検討する（②-5）
- ・ 海域について関係省庁が連携し、該当する場所の整理を進める（②-6）

③ 生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」

- ・ 生物多様性の重要性や保全活動の効果の見える化について、数年以内に、陸域全域をカバーする生物多様性の現状や保全上効果的な地域を可視化したマップを提供（③-1）
- ・ 更新可能なシステムを開発し、モニタリング機能とマップを連携させることで、保全活動の効果が適宜把握できる仕組みとするなど必要な機能を付加・充実させる（③-2）

④ 生態系がつながり合い、健全に機能するための質を高める取組

- ・ ②の自然共生サイト（仮称）の管理活動を通じて保全効果が確認された取組の全国展開のためのマニュアル化（④-1）と自然共生サイト（仮称）等の管理者等への提供（④-2）
- ・ 国の制度に基づき管理されている地域において、当該制度に基づく適切な管理等を通じ、生物多様性保全機能が持続的に発揮されるよう努める等（④-3）
- ・ Eco-DRR、自然再生、希少種保全、外来種対策、鳥獣保護管理、里山管理などを多様な公的・民間資金を活用して実施するとともに、マニュアルや情報提供による取組支援（④-4）

⑤ 脱炭素、循環経済、有機農業、都市における緑地等の取組との連携

- ・ 脱炭素先行地域、地域循環共生圏、プラスチックの資源循環、有機農業を始めとする環境保全型農業、都市における緑地、河川等の生態系ネットワーク、グリーンインフラ等の取組について、自然共生サイト（仮称）の取組と連携した情報発信。再エネ推進と生物多様性保全のトレードオフを防止するための情報提供（⑤-1）

4. 主要施策を支え、推進する横断的取組

- ① 関連データの利活用や相互利用の促進、②多様なステークホルダーの参画、（企業等による積極的な取組の促進、消費等行動の変容、地域主体の取組へのイノベーション）
- ③ 30by30の経営の組み込みに向けた仕組みづくり、サステナブルファイナンス等の推進、
- ④ デジタル技術等を活用した効率的なモニタリング等、⑤ 国際発信及び国際的な協力

5. 期待される役割：国、地方公共団体、事業者、研究機関、研究者、学術団体、民間団体、国民の役割

6. 中間評価の実施：「見える化」による効果的な地域の把握・検証、陸域の30by30目標達成の具体的な内容を示す。また、各施策の進捗状況についてフォローアップを行い、目標を確実に達成する。

7. 30by30目標の背景：G7自然協約等、8. 期待されるNbS効果（脱炭素等）／工程表

30by30ロードマップ° (案)



令和4年 月
生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

30by30ロードマップ概要

キーメッセージ

- **2030年**までに陸と海の**30%**以上を**保全**
- **生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻す**
- **地域の経済・社会・環境問題の同時解決**につながる**NbS** (Nature-based Solutions)のための、**健全な生態系**を確保するための**基盤的・統合的アプローチ**

本ロードマップの目的

30by30目標実現までの行程と具体策を示す

30by30目標実現のための主要施策と個別目標

- **国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上**
- **保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM)**
- 生物多様性の重要性や保全活動の効果の「**見える化**」 等

主要施策を支え、推進する横断的取組

30by30**有志連合**／**経済的手法**／**サステナブルファイナンス** 等

各主体に期待される役割

国、地方公共団体、事業者、研究機関・研究者・学術団体、民間団体、国民

中間評価の実施

「見える化」による効果的な地域を把握・検証、陸域の30by30目標達成の具体的な内容を示す 等

背景と目標達成に向けて

私たちの社会全体を支える生態系サービスは過去50年間で劣化

そのため、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる

「ネイチャーポジティブ」に向けた行動が急務

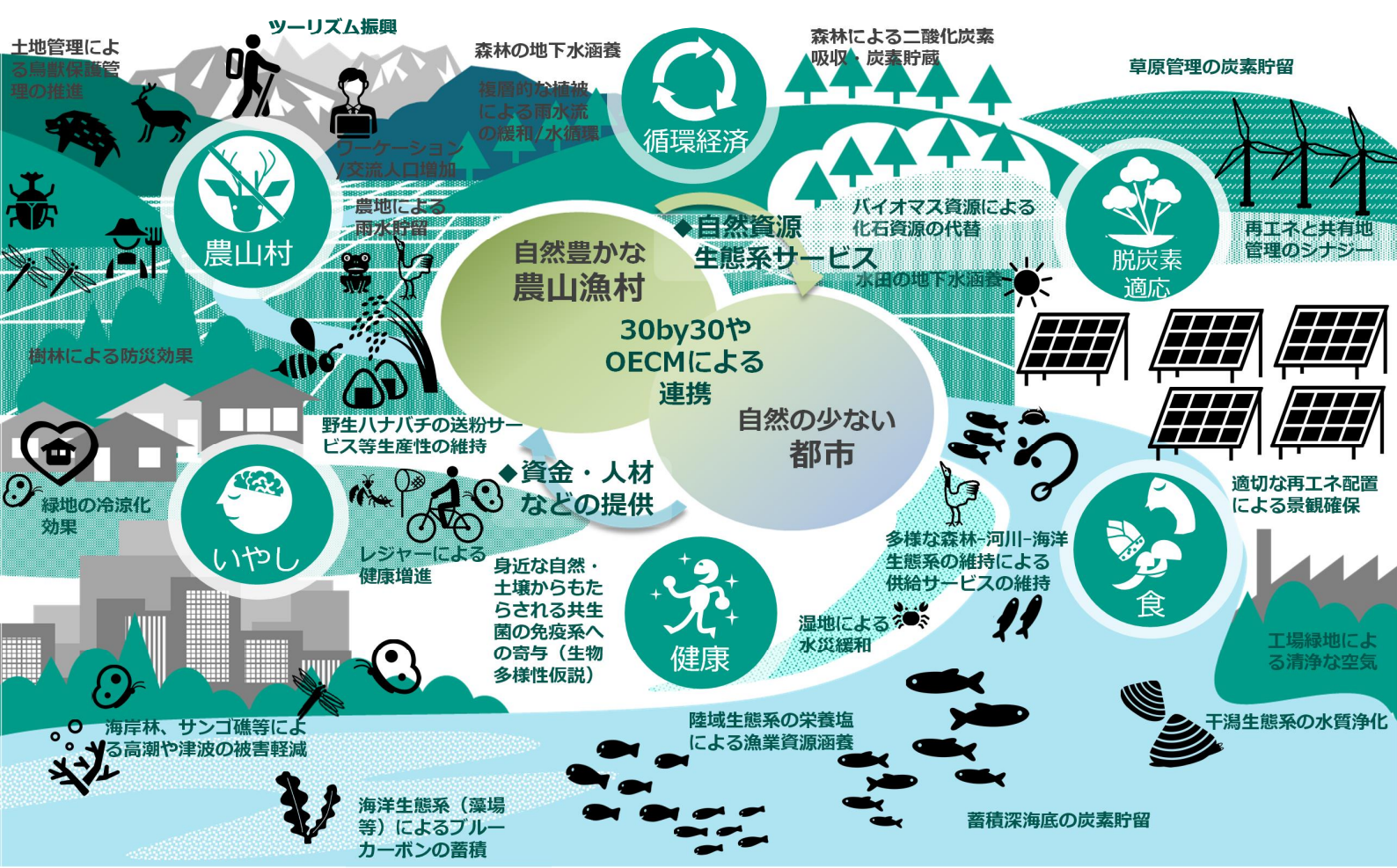
そのような中、2030年までに、陸と海の30%以上を保全する
(30by30) 目標が国際的に議論

その我が国での実現に向けて、国や地域、企業そして一人ひとりの力を結集し、以下に取り組む

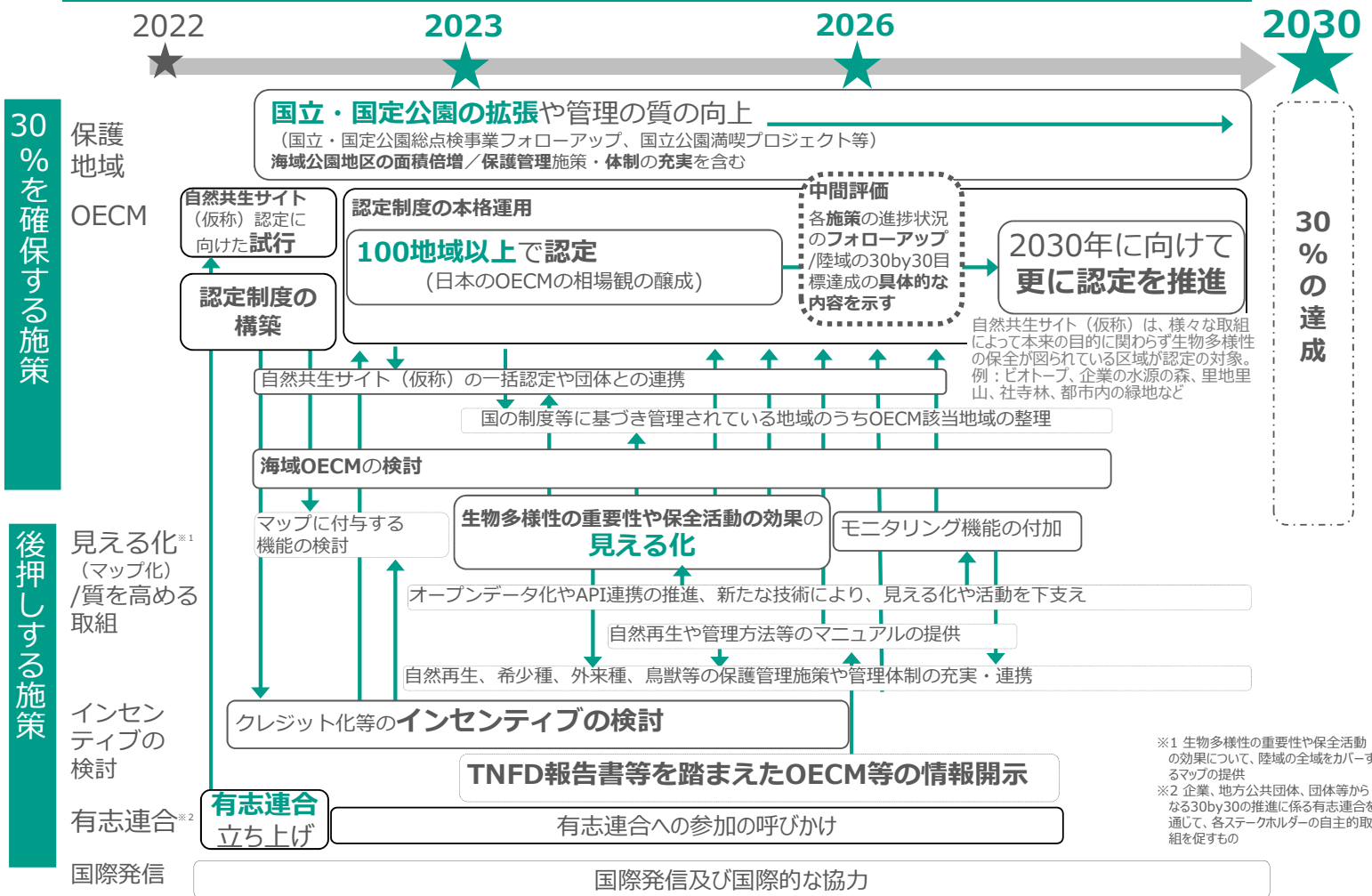
- 国立公園等の保護地域の更なる拡張と管理の強化
- OECM* の設定・管理

* OECM : Other Effective area-based Conservation Measures (保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)

30by30実現後の地域イメージ ~自然を活用した課題解決~



主要施策と横断的取組の相関



多様なステークホルダーの関わり

